

平成 26 年度第 2 回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

1 日時

平成 27 年 2 月 16 日（月） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

2 場所

愛知県東大手庁舎 1 階 環境学習プラザ セミナー室

3 出席者

(1) 専門調査員

神戸専門調査員、高木専門調査員、瀧崎専門調査員、中西専門調査員、成田専門調査員、村松専門調査員、岡田専門調査員、緒方専門調査員、榊原専門調査員、水野専門調査員、木村専門調査員、中尾専門調査員、森専門調査員、吉田専門調査員
(以上 14 名)

(2) 事務局

愛知県環境部自然環境課：陣内課長、伊藤主幹、夏目課長補佐、杉本主任主査、
多賀主任、山田主任、岩田主事

新城設楽振興事務所環境保全課：加藤主査

尾張県民事務所環境保全課：竹村主査、河田技師

海部県民センター環境保全課：後藤技師

知多県民センター環境保全課：杉浦技師

西三河県民事務所環境保全課：大河内主査

豊田加茂環境保全課：田島主事

(以上 14 名)

4 議題

(1) 平成 26 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査の結果について

ア 自然環境保全地域

平成 26 年度の愛知県自然環境保全地域の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

① 田之土里湿原（豊田加茂）

(中西専門調査員) 湿地周辺は、大木が伐採され日照が確保されている。

湿地周囲の石道は、一帯に繁茂していた低木が伐採され、歩きやすくなっている。現状の管理で十分と思われる。

特別地区内に生育する高茎植物群落が減少しており、シカの食害と考えられるため、現状の柵を高くするといった対策を検討する必要がある。

(瀧崎専門調査員) シカの食害対策として、柵に防除ネットを張ることが効果的である。

(協議会事務局) 湿地への日照及び石道は、今後も保全のための管理に努める。

特別地区内のシカの食害は、状況を監視しながら対策を検討する。

(緒方専門調査員) 木柵が一部破損しており、ビニールテープで補修されているが、新しい木柵に取り替えてもらいたい。

(協議会事務局) 本日欠席の服部専門調査員から「前回調査の平成 23 年度も報告されているように、湿地周囲の木柵が一部破損したままになっている。石道の隙間から生育するススキ等の雑草が通行の妨げになるほど繁っている。湿地外からの観察を徹底させるためにも定期的な除草が行われると好ましい。」と指摘された。

この件について、木柵は、平成 23 年度の調査報告後に、線切れ及び板浮きを修繕し、一部破損の応急措置としてビニールテープで補修を行ったものである。木製への取替えについては、来年度以降実施したい。

除草は、平成 26 年の 5 月と 12 月に県が作業を行った。今後は地元とも協力しながら除草作業を行う。

(緒方専門調査員) 平成 23 年度の調査に比べると、湿地内の乾燥化が進んでいる。湿地内を東西に流れる細流の水量も非常に少ない。近い将来、湿地の消滅が懸念される。

湿地周囲の灌木は伐採され、歩きやすくなった。

普通地区内のスギ・ヒノキ林は、平成 18 年度に伐採されたようだが、他に込み合っている所があるので伐採することが望ましい。

湿地内では、湿地や湿った土地に生息するミナミコモリグモを再確認できた。

(協議会事務局) 湿地内の乾燥化について、上流からの水量は一定量あるものの、下流までの水量は少なく途中で流失している。下流まで水を保つ方法があれば助言をいただきたい。

普通地区内のスギ・ヒノキ林の伐採は、平成 25 年度にも実施をした。他の込み合っている所については、土地所有者の協力を得ながら、来年度以降実施したい。

(岡田専門調査員) 石道として設置されている石が、湿地に流れる水を塞いでいる可能性がある。

この石は県が設置したものか。

(協議会事務局) 県が設置したのかどうか確認する。

(中西専門調査員) 石道を設置した当初は問題なかっただろうが、時間の経過により石の間に土が溜まり、湿地に流れ込む水を阻害していると考えられることから、土を取り除く必要がある。

② 蓮華寺寺叢 (海部)

(成田専門調査員) 小丘を中心とした天然性常緑広葉樹林の自然環境は、大きな変化がなく良好に保全されていた。しかしながら、特別地区の南側斜面の面積 100 m²程の所で、植物が除伐され明るい空間が表出しており、大きいもので直径約 30 cm のスギの切株が見られた。このような周囲の生態系に影響を及ぼすような行為は慎むべきである。どのような経緯があったのか。

巡視路の一部に侵入禁止の表示があったが、どのような経緯があるのか。廃止

したのでなければ、現地調査や自然観察のために適切に整備する必要があるのではないか。

(協議会事務局) 特別地区の南側は、平成 25 年度の維持管理事業として、枯木、笹、下草等を除伐したものである。切株については、平成 23 年度に維持管理事業として保護柵の修繕を実施した際に、枯木のスギを伐採したものである。

指摘を受けた巡視路は、木が横に倒れやすく、また、斜面が崩れやすく、朽ちた橋もあり危険なことから、土地所有者の意向で進入禁止としている。このため、迂回すれば現地調査が実施できるように、他の巡視路を整備してきたという経緯がある。今後は、他の保全地域の整備状況に鑑み、優先度を考慮して保全計画に定められている巡視路の原状復帰に努める。

(木村専門調査員) 本地域には、多くの平地性陸産貝類が豊富に生息しており、良好な状態であった。引き続き、適切に寺叢林を管理し、現況を保全していく必要がある。しかしながら、周囲の用水路に生息する貝類については、4 種中 3 種が移入種であった。その中には、イネの害虫としても知られているスクミリンゴガイが生息しており、調査時にも多くの卵塊が確認された。夏季にイネや側溝に産み付けられるピンク色の卵塊の駆除を検討する必要がある。

(協議会事務局) スクミリンゴガイは、生息している田及び水路の所有者の関係もあるため、あま市の環境衛生課及び農政課に駆除を検討してもらうよう情報提供した。

(森専門調査員) 指定理由の 1 つとされている小丘の自然堤防は、その成因に疑問を感じた。周辺地域の地形的改変は行われておらず、植生も豊富であり、保全のために必要な課題は特にない。

(協議会事務局) 今後も自然環境の保全に努める。

③ 青鳥山 (西三河)

(神戸専門調査員) 平成 23 年度の調査報告でも指摘しているが、外れた土留めコンクリート板を修繕されたい。

(中尾専門調査員) どのような意図があるか分からないが、土留めコンクリート板の隙間を塞いでもらいたい。

(協議会事務局) コンクリート板の隙間は意図的なものでなく、圧力により浮きあがったものと思われる。今後も土地管理者へ修繕を依頼していく。

(岡田専門調査員) 保全地域とゴルフ場の境界に設置されているフェンスの高さが 65 cm 程しかないためか、現地調査で多くのロストボールを確認した。ロストボールの侵入対策として、フェンスを高くする等の改善が必要である。

(中尾専門調査員) 保全地域内に散在するロストボールを回収されたい。

ゴルフ場からボールが入らないようにネットやフェンスを高くする等の改善をしてもらいたい。

(協議会事務局) 現地確認したところ、土地管理者による定期的なロストボールの回収がなされていた。今後もロストボールを定期的に回収するよう土地管理者に依頼する。

ネットやフェンスを高くする等の改善については、今後も土地管理者へ依頼していく。

(岡田専門調査員) 特別地区内かどうか確認できなかったが、刈った芝や選定した枝が投棄されていた。

(中尾専門調査員) 刈った芝を保全地域内に投棄しないでもらいたい。

(協議会事務局) 刈った芝や剪定した枝は、保全地域内に投棄しないように土地管理者に依頼する。

(神戸専門調査員) 保全地域内に侵入したモウソウチクを伐採する必要がある。

(協議会事務局) モウソウチクの侵入は、他の地域でも課題となっているが、当地域の指定理由は、特異な地形・地質構造であるため、保全管理上の優先度は低いと考える。しかしながら、今後は植生の変化にも注意しながら保全地域の管理を行っていききたい。

(中尾専門調査員) 保全地域の境界が不明確なため、石垣に使われている転石が採取される可能性があることから、杭やテープ等を設置して明確にする必要がある。

保全地域の南東端にあるゴルフ場との境界のネットを補修してもらいたい。

保全地域の境界付近に投棄されている金属缶やゴミを取り除く必要がある。

(協議会事務局) 保全地域の境界は、見透線、地番界、道路敷界等で決定しており、杭やテープ等は設置していない。境界を明確にするために杭やテープ等の設置を検討したいが、土地管理者の意向も踏まえる必要があるため難しい。保全地域内における土石の採取の禁止については、表示板、制札版を設置して啓発している。今後も転石が採取されないように定期的な監視に努める。

境界のネットは、補修するよう土地管理者に依頼する。

保全地域の境界付近に投棄されている金属缶やゴミについては、土地管理者へ撤去を依頼する。

(神戸専門調査員) 保全地域内の木竹が伸長したため、東側に隣接するゴルフ場の芝生への日照が遮られたことから、木竹の伐採を行うとのことだが、日照確保のためイスノキ等の高木を必要最小限の範囲で伐採するというのであれば、やむを得ないと考える。

クスノキは、ティーランドから確認ができなかった。

(中尾専門調査員) 伐採が予定されている保全地域との境界付近は、石垣の傾斜地となっていることから、伐採して裸地となった際に、土壌の流失、石垣の崩落及び転石の流失等が発生するおそれがある。伐採にあたって、特に樹木の根元を残す等地形を改変しないような配慮が必要と思われる。

(協議会事務局) 木竹の伐採については、今回の調査報告における意見を踏まえて土地管理者へ指導する。具体的には、伐採の範囲を必要最小限としたり、樹木の根元を残す等地形を改変しないような配慮をして、許可基準を満たすように指導する。

(高木専門調査員) 本地域では、土留めコンクリート、ロストボール、不法投棄された金属缶やゴミ、木竹の伐採等の多くの課題があり、管理の方向性に疑問がある。特に、ゴルフ場の芝生のために散布されている除草剤、防虫剤が他の植物に与える影響が懸念される。

(中尾専門調査員) 土留めコンクリートやロストボールについて、修繕や改修を依頼しているとのことだが、前回調査の3年前から状況が改善していない。根本的に改善するのであれば、相当大規模な工事になるだろうが、改善しなくてもある程度はや

むを得ないとするのか方針を検討されたい。

(協議会事務局) 土留めコンクリートやロストボール等の課題については、本地域の良好な自然環境を保全するため、今後も修繕や改善等の対応を土地管理者へ引き続き依頼していく。

④ 海上の森 (尾張)

(村松専門調査員) スミレサイシンの生育地については、平成 21 年度に竹林の除伐を実施したことにより、チヂミザサ等の雑草が繁茂したため、今後の保全方法を検討する必要がある。

篠田砂防池湖岸には、人により踏みつけられた跡があるため、立ち入り禁止とすることを検討されたい。

(協議会事務局) スミレサイシンの生育地については、平成 22 年度から海上の森の会と協働して雑草の除去等の保全活動を行っている。今後も保全活動を行い、その効果を検証しながらスミレサイシンの保全に努める。

篠田砂防池湖岸について、現地を確認したところ、池の水際や説明看板の後方に踏みつけられた跡があったことから、ロープの設置等の対策を関係者と検討していく。

(協議会事務局) 本日欠席の加藤専門調査員から「サンコウチョウやオオタカの繁殖がみられるため、多くのカメラマンが訪れると考えられる。撮影のマナーをしっかりと守るよう啓発する必要がある。」と指摘があった。

この件について、撮影マナーは、海上の森センターにおいて、長時間の撮影を行ったり、巣へ近づきすぎたりしないようカメラマンに啓発を行っている。監視の際にも繁殖時期に出会ったカメラマンには啓発を行っていく。

(緒方専門調査員) オオタカの撮影を目的としているカメラマンは、撮影に熱心な人が多いこともあり、注意しても聞いてもらえないか分からない。啓発のみではなく、立入禁止とすることを検討した方が良い。

(協議会事務局) 本日欠席の山岡専門調査員から「海上の森センターのすぐ北東に露出する「猿投山北断層」は、極めて状態が良く、断層の走向・傾斜もほぼ正確に測定することができる。残念ながら、断層横のマサ土化した花崗岩部分が掘られて大きな穴ができています。海上の森センターで確認したところ、断層のある露頭は県有地であるとのことなので、貴重な断層が破壊される前に保全措置をお願いしたい。また、センター近く、道路沿いで活断層が見られる貴重な露頭として、見学ができるよう整備と説明板の設置を是非お願いしたい。四ツ沢北の道路上にある不法投棄物は、至急撤去をお願いしたい。」と指摘された。

この件について、現地を確認したところ、断層には、周辺に穴があいている状態だった。土石の採取を禁止する旨の掲示ができないか関係者と検討する。見学路の整備や説明板の設置については、センターと相談してく。四ツ沢北の道路上にある不法投棄物については、海上の森センターから瀬戸警察署に通報してもらい、管理者である瀬戸市が撤去した。

(木村専門調査員) 海上の森センターと保全地域は、どのような関係なのか。専門調査員の調査

報告は海上の森センターでは活用されるのか。

(協議会事務局) 海上の森センターは土地管理者として、森全体について保全活用計画を策定し、管理・運営を行っている。保全地域は、森全体のうちの約 130ha の良好な自然環境を有する地域を指定し、各種行為を規制することで保全を図っている。海上の森センターが策定する森全体の保全活用計画には、保全地域も含まれることから自然環境課も関わっており、その中で自然環境の保全という側面から、専門調査員の調査報告を参考にして意見を出している。

(森専門調査員) 本日欠席の山岡専門調査員からの報告にもあるとおり、露頭は非常に貴重であるが、このままではいずれ消滅してしまう。センターも含めて保全していくかどうかを早急に検討する必要がある。保全の方法としては、盗掘のおそれを回避して非公開とするのか、一般の人へ周知・啓発を図るために見学できるように公開するのか検討されたい。

(協議会事務局) 貴重な露頭の活用についても、海上の森センターと検討していきたい。

イ 自然環境保全地域候補地

平成 26 年度の愛知県自然環境保全地域等の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

○ 御園岩山 (新城設楽)

(瀧崎専門調査員) 前回訪れた平成 18 年度の状況と比較すると、林床でシカの食害が多く見受けられた。このままでは林床の状況がさらに悪化してしまうので、シカの食害対策を緊急的に実施する必要がある。

ハシドイの生育地が暗くなっているので、明るくするよう日照環境を改善されたい。

(協議会事務局) 本地域を含む東三河山間部では、シカによる食害が年々増加傾向にある。これまでもシカの捕獲及び防護柵の設置等による被害防除対策が実施されてきたが、目に見えるような効果を上げていないのが現状である。鳥獣保護法が改正され施行されるのに伴い、平成 27 年 5 月にシカの捕獲圧を高める対策を検討していく。

ハシドイの保全対策については、将来的に自然環境保全地域に指定される際に、保全すべき自然環境の状況を踏まえて対応を検討していく。

(榊原専門調査員) 本地域は、大きな岩屑が地表を覆い、急傾斜があるため調査するのに苦労した。候補地から自然環境保全地域に指定された際には、巡視歩道の整備を検討する必要があるだろう。

(協議会事務局) 巡視歩道の整備については、将来的に自然環境保全地域に指定される際に、保全すべき自然環境の状況を踏まえて検討していく。

(協議会事務局) 本日欠席の山岡専門調査員から「本地域の地形・地質は、現在のところ、保全のために必要な措置は特にないと思われる。ただし、林道が設置された場合、

地形が変化することがあるので、環境の変化には、注意していく必要がある。」と指摘された。

この件について、現在のところ、林道の設置について把握している情報は無いが、今後も環境情報の収集を行い、環境の変化に注意していく。

ウ すぐれた自然地域

平成 26 年度の愛知県自然環境保全地域等の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。

《主な意見等》

○ 寂光院（尾張）

（高木専門調査員）マダケやモウソウチク等の竹が湿潤な土地に侵入しており、地域の植生が破壊されるおそれがあるため阻止する必要がある。

寂光院は、もみじの寺として知られている人気の観光地で、多くの人が訪れている。駐車場の増設やトイレの問題が出てきている。自然との共生という立場で自然の保護・保全を考えた運営を求める必要がある。

（協議会事務局）マダケやモウソウチク等の竹は、管理者に情報提供して対応を検討する。

寂光院は、自然公園法第 2 種特別地域内にあるため、寺院の運営には自然との共生が必要な旨を管理者が十分に理解しているものと考えている。今後も自然環境の保全について、より一層理解してもらうように働きかけていく。

（水野専門調査員）調査当日も多く観光客が訪れていたが、自然環境は良好に保全されていたと思われる。ただし、山頂部斜面に生育する樹木が伐採されていたので、自然環境の変化は最小限に止めてもらいたい。また、東海財団が設置した説明看板が非常に見にくくなっているため、修理するか撤去した方がよい

（協議会事務局）見にくくなった説明看板は、東海財団に情報提供し、修理や撤去等の対応を依頼する。

（吉田専門調査員）原地形が残された貴重な地域であるため、保全に努めねばならない。

（協議会事務局）地形の保全については、自然公園法の適正な運用を通じて保全に努める。

（2） 東谷山自然環境保全地域における林野火災について

- ・東谷山自然環境保全地域において、平成 26 年 10 月 3 日に発生した林野火災について、事務局から報告を行った。

《主な意見等》

（森専門調査員）pH のみの調査項目では、林野火災による自然環境への影響を把握する判断材料としては乏しいと感じるところもあるが、今後の対応は、事務局が示したとおりで良いと思う。本地域は、もともと酸性度が強い貧栄養湿地であった。火災後に降った雨水が、火災焼損場所の尾根から湿地へ流出する可能性はないとは言い切れないが、シデコブシ、シラタマホシクサ等の湿地性植物への悪影

響はないと考えられる。しかしながら、火災の消火のために散布された消火剤等によって、植物プランクトンに対して何らかの影響が出ているかもしれないので、今後は個人的に湿地内の珪藻を研究してみようと思う。

(協議会事務局) 現地調査として、今後も目視による現況把握を継続していく。

(3) 研究発表

- ・水野専門調査員(動物部門)から「マイマイガ」について、研究発表がなされた。

(4) その他

- ・事務局から、最近の本県の自然環境行政の情報として、第三次レッドリストの公表について、説明した。

- ・専門調査員から、次の意見があった。

《主な意見等》

(岡田専門調査員) 東海自然歩道のトイレは、経年劣化により使用できない所があるので改修してほしい。

面の木ビジターセンターは、開設当時の内装のままなので、地元の人等にリニューアルをしてもらいたい。

- ・次回の平成27年度第1回専門調査員協議会については、地形・地質部門の専門調査員が研究発表を行うこととなった。

- ・愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第7条第1項の規定に基づき、岡田専門調査員(動物部門)及び吉田代表専門調査員(地形・地質部門)が署名者に選出された。